

➤ 有害使用済機器の保管等に関する手引き【概要編】

【平成 30 年 6 月版】

◆ 目次

項目	ページ
はじめに	2
有害使用済機器の保管等に関する制度について	
(1) 有害使用済機器の指定について	3
(2) 有害使用済機器の保管基準・処分基準・維持管理基準	5
(3) 有害使用済機器の保管等に関する届出制度	10
(4) 有害使用済機器の保管等に関する罰則について	13

※ 環境省が作成した「[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#)」をあわせてご確認ください。

※ 有害使用済機器の保管又は処分に関する届出の手続きについては、「[有害使用済機器の保管等に関する手引き【手続き編】](#)」をご確認ください。

◆ はじめに

本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（以下「使用済機器等」という。）は、有価性を有すること等により、総合的に廃棄物とは判断できない場合には、環境保全上適正な取扱いについての規制が困難であったことから、使用済機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（以下「雑品スクラップ」という。）などの形で国内や輸出先において不適切な取扱いを受け、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがありました。

また、廃棄物となった使用済機器等の処理については、「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）により、適正処理が確保されたりサイクルルートを整備し、適正な資源循環の実現を目指してきたところですが、当該ルートを外れ雑品スクラップ等として輸出に至る事例もあり、これらのリサイクル法の形骸化に関する懸念も指摘されてきました。

このような背景の下、平成 29 年 6 月 16 日に成立・公布され、平成 30 年 4 月 1 日付けで施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律において、廃棄物に該当しない使用済機器等については、有害物質を含むこと等により、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあることから、新たに『有害使用済機器』として位置づけられました。

さらに、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に対しては、その事業の届出や処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反等における改善命令の対象として追加する等の措置が講じられました。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 37 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関連する法令の目的を十分ご理解いただき、『有害使用済機器』の適正な保管及び処分にご協力くださいますようお願いいたします。

◆ 有害使用済機器の保管等に関する制度について

(1) 有害使用済機器の指定について

① 有害使用済機器の指定経緯

一般家庭や業務上使用されている機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されている物又は潤滑油等の油が使われている物があり、これらの機器が本来の用途での使用を終了した後に、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性があります。

このような機器のうち廃棄物に該当するものについては、廃棄物処理法等により適正な管理が促されることとなりますが、一部が原材料等として相当程度の価値を有するなどのため、廃棄物とは判断できない機器は、これまで法の規制が及ばなかったことから、適正な管理を促すため、これらの機器を有害使用済機器として位置づけ、その取扱いについて一定の規定が設けられました。

② 有害使用済機器の指定品目

有害使用済機器の品目は、次ページに示すとおり家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器である 32 品目（家電 4 品目、小型家電 28 品目）が指定されており、その品目が使用を終了した物であり、廃棄物に該当しない物が規制の対象となります。

※ 各リサイクル法上の対象機器は、いわゆる家庭用機器に限定されていますが、業務用機器であっても、形状・機能等の確認により明確に区別することができないものについては、この規制の対象となります。

※ 破損している機器であっても、外見上、元の機器が判別できる場合、有害使用済機器に該当します。

※ 有害使用済機器に該当するものを、解体・分解し取り出した部品等は有害使用済機器の対象外となります。

※ 「使用を終了した物」とは、機器本来の用途での使用を終了した物という意味であることから、リユース品や修理して再度使用する機器についてはこの規制の対象外となります。

※ 廃棄物に該当するか否かの判断は、「物の性状」「排出の状況」「通常の見取り形態」「取引価格の有無」「占有者の意思」等から総合的に判断する必要があります。詳しくは「[行政処分の指針（平成 30 年 3 月 30 日 環循規発第 18033028 号）](#)」をご確認ください。

<対象品目一覧>

◆ 家電4品目

(1) ユニット型エアコンディショナー
(2) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
(3) 電気洗濯機及び衣類乾燥機
(4) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (a) ブラウン管式のもの (b) 液晶式のもの及びプラズマ式のもの

◆ 小型家電28品目

(5) 電動ミシン
(6) 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
(7) 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
(8) ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
(9) 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
(10) フィルムカメラ
(11) 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
(12) ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（(2)のものを除く。）
(13) 扇風機・電気除湿器その他の空調用電気機械器具（(1)のものを除く。）
(14) 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具 （(3)のものを除く。）
(15) 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
(16) ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
(17) 電気マッサージ器
(18) ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
(19) 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
(20) 蛍光灯器具その他の電気照明器具
(21) 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
(22) 携帯電話端末・PHS 端末その他の無線機器器具
(23) ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（(4)のものを除く。）
(24) デジタルカメラ・DVD レコーダーその他映像用機械器具
(25) デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
(26) パーソナルコンピューター
(27) プリンターその他の印刷装置
(28) ディスプレイその他の表示装置
(29) 電子書籍端末
(30) 電子時計及び電気時計
(31) 電子楽器及び電気楽器
(32) ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

(2) 有害使用済機器の保管基準・処分基準・維持管理基準

有害使用済機器の保管及び処分を行うにあたり、有害物質や油等が周辺環境へ飛散・流出することの防止、発生した汚水等により周辺土壌・公共水域等を汚染することの防止、及び有害使用済機器やその部品から火災・延焼が発生することの防止等を目的として、保管基準・処分基準・維持管理基準がそれぞれ定められています。

なお、詳細については、環境省の「[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#)」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

① 有害使用済機器の保管基準

✓ 保管場所の要件

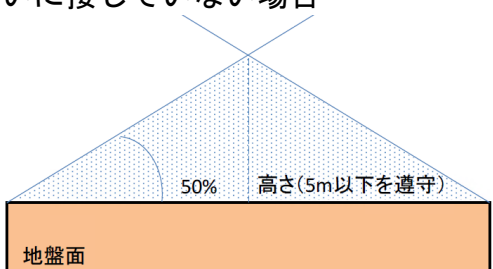
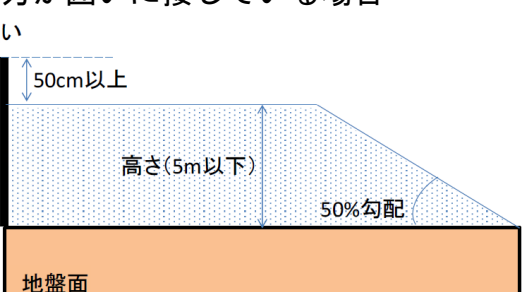
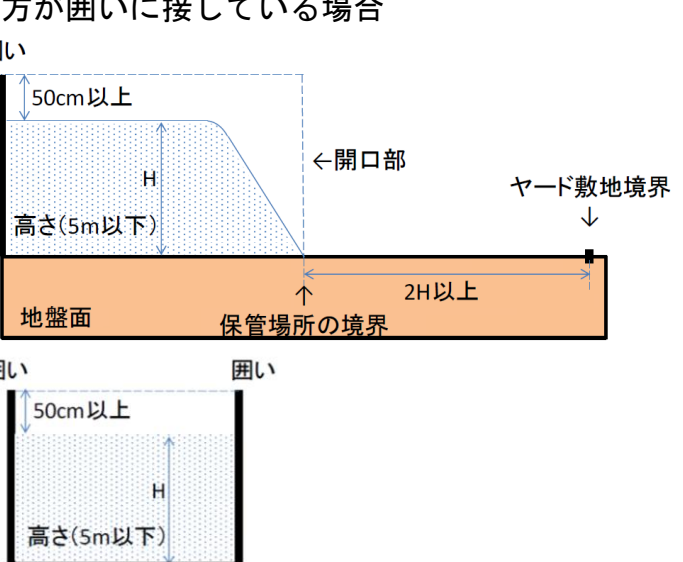
周囲の囲い	<ul style="list-style-type: none"> 保管する機器が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するために、囲いを設け保管の位置を明確にすること。 囲いに荷重がかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全な囲いを設けること。 														
掲示板の設置	<ul style="list-style-type: none"> 見やすい場所に有害使用済機器保管場であることを示す掲示板を設置すること。 <p>※ 下図の記載例を参考に作成すること。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>↑</p> <p>60 cm 以上</p> <p>↓</p> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">有害使用済機器等の保管場所</th> </tr> <tr> <td>保管場所の管理者</td> <td>管理者の氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td>管理者の連絡先</td> <td>管理者の連絡先</td> </tr> <tr> <td>保管又は処分の別</td> <td>事業として行っている内容</td> </tr> <tr> <td>取扱品目</td> <td>保管する有害使用済機器のすべての品目</td> </tr> <tr> <td>最大保管量</td> <td>保管場における最大保管量</td> </tr> <tr> <td>最大保管高さ</td> <td>屋外保管の場合のみ記載</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-left: 10px;"> <p>←</p> <p>60 cm 以上</p> <p>→</p> </div> </div>	有害使用済機器等の保管場所		保管場所の管理者	管理者の氏名(名称)	管理者の連絡先	管理者の連絡先	保管又は処分の別	事業として行っている内容	取扱品目	保管する有害使用済機器のすべての品目	最大保管量	保管場における最大保管量	最大保管高さ	屋外保管の場合のみ記載
有害使用済機器等の保管場所															
保管場所の管理者	管理者の氏名(名称)														
管理者の連絡先	管理者の連絡先														
保管又は処分の別	事業として行っている内容														
取扱品目	保管する有害使用済機器のすべての品目														
最大保管量	保管場における最大保管量														
最大保管高さ	屋外保管の場合のみ記載														

✓ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等

土壌・地下水汚染防止	
容器による保管	<ul style="list-style-type: none"> 容器を用いて保管する場合には、液体が漏洩しない容器を用い、破損等しないよう留意すること。
床面の不浸透措置	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート敷設等により、床面から土壌に汚水・雨水が浸透しないよう措置を講じること。
排水溝・油水分離槽の設置	<ul style="list-style-type: none"> 雨水を集水し速やか排水するために、排水勾配を確保し、周囲に排水溝を設置すること。 <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> 油分を含む汚水の流出防止のために、排水が集約する箇所に集水面積に見合った油水分離槽等を設置すること。

飛散・流出防止	
飛散・流出防止の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 風等により飛散・流出しないよう、フェンスなどを設ける等、必要な措置を講じること。 ◆ 重機の稼働、機器の運搬等の作業に際しても、飛散・流出しないよう措置を講じること。
生活環境保全等	
騒音・振動防止の措置	◆ 車両や重機の稼働等により発生する騒音や振動が、周辺的生活環境に支障が生じないよう措置を講じること。
悪臭防止・衛生対策	◆ 害虫等が発生しないよう、場内を衛生的な状態に保つこと。

✓ 保管の高さ

保管の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保管場所が屋外にあり容器等を使用しない場合、下図の制限高さを超えて有害使用済機器を積み上げないこと。 ※ 高さは5メートル以下とすること。 <p>(a) 囲いに接していない場合</p>  <p>(b) 一方が囲いに接している場合</p>  <p>(c) 三方が囲いに接している場合</p>  <p>開口部から見た図</p>
-------	--

✓ 保管時の火災・延焼防止

分別保管	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有害使用済機器は廃棄物・その他の資源物と分別して保管すること。 ◆ 有害使用済機器とその他の資源物が混合状態で搬入された場合は、展開検査等を行い、搬入時に分別すること。 ◆ 特に火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等は分別して保管すること。
集積面積	◆ 保管の一つの集積単位の面積は200平方メートル以下とすること。
離隔距離	◆ 不燃性の仕切りを設ける場合を除き、一つの集積単位と他の物の離隔距離は2メートル以上確保すること。
消火器の設置	◆ 消火活動の円滑化のために消火器を設置するよう努めること。

✓ その他

部品等の適正な取扱い	◆ 下記のような有害性の高い物質を含む部品、あるいは発火性の可能性が高い部品等が使用されている有害使用済機器を保管する場合は、それぞれの物品等に見合った適正な方法で取扱うこと。		
	部品等の種類	含まれる可能性のある有害物質の種類	取扱い上の注意
	蛍光管	水銀	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 破損等を防ぐよう取扱うこと。 ◆ 廃棄物として処理する場合は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。
	電池類	鉛、カドミウム、水銀、酸、発火性液体など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 腐食による液漏れ防止のため、容器等で保管すること。 ◆ 水銀を含む電池を廃棄物として処理する場合は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。
モーター類	油類	◆ 油類が飛散・流出しないよう、選別保管すること。	

(図の出典：[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#))

② 有害使用済機器の処分基準

✓ 処分時の生活環境保全上の措置

飛散・流出防止の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 処分を行うにあたり、有害使用済機器やその破片等が飛散・流出しないよう措置を講じること。 ◆ 油分や液体を含む機器を処理する場合には、事前に除去すること。 ◆ 油分や液体を含む機器を処理する場合には、処分を行う場所から汚水等が浸透しないための措置を講じること。
騒音・振動防止の措置	◆ 施設の稼働等により発生する騒音や振動が、周辺的生活環境に支障が生じないよう措置を講じること。
悪臭防止・衛生対策	◆ 害虫等が発生しないよう、場内を衛生的な状態に保つこと。

✓ 処分時の火災・延焼防止

分別処分	◆ 処分するにあたり、衝撃等により発火する可能性のある部品等を除去できるよう、連続的に監視することができるよう措置を講じること。
消火器の設置	◆ 消火活動の初期対応のために消火器を設置するよう努めること。

✓ 特定の機器に係る処分基準

該当品目	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家電4品目 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) ユニット型エアコンディショナー</td> </tr> <tr> <td>(2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>(c) ブラウン管式のもの</td> </tr> <tr> <td>(d) 液晶式のものと及びプラズマ式のもの</td> </tr> <tr> <td>(3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機</td> </tr> </table> 	(1) ユニット型エアコンディショナー	(2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	(c) ブラウン管式のもの	(d) 液晶式のものと及びプラズマ式のもの	(3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	(4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機
(1) ユニット型エアコンディショナー							
(2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの							
(c) ブラウン管式のもの							
(d) 液晶式のものと及びプラズマ式のもの							
(3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫							
(4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機							
処分基準	◆ 環境大臣が定める「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 」により行うこと。						

✓ 処分施設の生活環境保全措置

破砕処理	
設備内の火災・爆発防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前に発火性・引火性の高い部品等を除去すること。 ◆ 散水等の火災防止、防爆措置を導入すること。
破砕後の火災防止	◆ 高温状態となった破砕物から火災が発生しないよう措置を講じること。
溶断処理	
作業中の火災・爆発防止	◆ 残存する可燃性ガス、可燃性粉じん等に引火しないよう、通風・換気・除じん等の措置を講じること。

③ 有害使用済機器の維持管理基準

✓ 保管又は処分に係る帳簿

帳簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下記の事項を記載した帳簿を作成すること。 ※ 電子データによる作成も認められています。 ※ 作成方法については、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参考にしてください。 		
	帳簿記載項目	記載内容	
	保管	受入年月日	受け入れた年月日を記載。
		受入品目	受け入れた品目名を品目ごとに記載。
		受入先	複数の受入先がある場合、全ての受入先を記載。
		受入量	複数の受入先がある場合、受入先ごとに受入量を記載。 ※計量単位はできる限り重量
		搬出年月日	搬出した年月日を記載。
		搬出先、搬出品目	搬出先と品目名を全て記載。
		搬出量	搬出先ごとに搬出量を記載。
	処分又は再生	処分又は再生年月日	処分・再生した年月日を記載
		処分又は再生方法	処分・再生の方法を記載。
		処分又は再生量	処分・再生した量を記載。
		処分又は再生品目	処分・再生した品目を記載。
持出年月日		処分・再生後の産物・残渣等の持出年月日を記載。	
持出先、持出品目		処分・再生後の産物・残渣等の持出先と品目を記載。	
	持出量	処分・再生後の産物・残渣等の持出量を記載。	
帳簿の保存	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 帳簿は1年ごとに閉鎖すること。 ◆ 帳簿は5年間以上保存すること。 		

(3) 有害使用済機器の保管等に関する届出制度

下記の届出除外対象者以外の者が、船橋市内において有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、事業を開始する10日前までに市に届出をしなければなりません。また、届出している業の変更・休止・廃止を行った場合にも、変更等の届出が必要です。

届出手続きの詳細については、「[有害使用済機器の保管等に関する手引き【手続き編】](#)」をご確認ください。

なお、平成30年4月1日に既に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合は、平成30年10月1日までに届出する必要があります。

<届出除外対象者>

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分(再生)
一般廃棄物収集運搬業者 (積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)	不要	
一般廃棄物処分業者	不要	不要
一般廃棄物再生利用認定業者 (積替保管を含む収集運搬に係る認定を受けた者に限る。)	不要	
一般廃棄物再生利用認定業者 (処分に係る認定を受けた者に限る。)	不要	不要
一般廃棄物広域的処理認定業者 〔その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替保管施設を有する者に限る。)]を含む。	不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者 〔その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。)]を含む。	不要	不要
産業廃棄物収集運搬業者 (積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)	不要	
産業廃棄物処分業者	不要	不要
産業廃棄物再生利用認定業者 (積替保管を含む収集運搬に係る認定を受けた者に限る。)	不要	
産業廃棄物再生利用認定業者 (処分に係る認定を受けた者に限る。)	不要	不要
産業廃棄物広域的処理認定業者 〔その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替保管施設を有する者に限る。)]を含む。	不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者 〔その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。)]を含む。	不要	不要

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分(再生)
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 (積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。)	不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者 (積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって環境大臣の指定を受けた者 (積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	不要	不要
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者	不要	不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって環境大臣の指定を受けた者	不要	不要
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けた者 (積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けた者	不要	不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって環境大臣の指定を受けた者	不要	不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	不要	不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者 当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。	不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者 当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。	不要	不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	不要	不要

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分(再生)
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者 〔当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。〕	不要	
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者 〔当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。〕	不要	不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者 〔当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。〕	不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者 〔当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。〕	不要	不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者 〔当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う場合に限る。〕	不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者 〔当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。〕	不要	不要

※ 有害使用済機器の対象品目の処理に係る許可等とは、金属又は廃プラスチック類を主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

(出典：[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#))

(4) 有害使用済機器の保管等に関する罰則について

有害使用済機器の保管等に関する違反を行った場合、下記のとおり廃棄物処理法による罰則の対象となります。

<有害使用済機器の保管等に関する罰則>

違反の内容	罰則の対象者	罰則の内容
措置命令違反	◆ 措置命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反	◆ 改善命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反	◆ 届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等	◆ 報告徴収に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等	◆ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	